(二)　特別区の設置があった場合においては、(一)の規定により当該特別区の区長の職務を行う者（以下「職務執行者」という。）は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、執行することとした。（第一四条関係）

(三)　特別区の設置があった場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができることとした。（第一五条関係）

(四)　特別区の設置があった場合においては、当該特別区の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、旧所属市町村の選挙管理委員であった者（旧所属市町村が二以上あるときは、旧所属市町村の選挙管理委員であった者の互選により定めた者）をもって充てることとした。（第一六条関係）

(五)　関係市町村は、特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があったときは、直ちにこれらを告示しなければならないこととし、告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなすこととした。（第一七条関係）

(六)　特別区の設置があった場合において必要となる関係市町村及び関係道府県の財産処分については、特別区設置協定書の定めるところによることとした。（第一八条関係）

(七)　特別区の設置があった場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において関係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継することとした。（第一九条関係）

(八)　(七)の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であった者が決算することとし、(七)の規定により事務を承継した特別区の区長又は道府県の知事において、当該決算を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するとともに、当該決算の要領を住民に公表しなければならないこととした。（第二〇条関係）

(九)　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二一条から第二五条まで関係）

施行期日

3　この政令は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行の日（平成二五年三月一日）から施行することとした。（附則関係）

政令

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十四の項中「の所有及び利用」を「及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却」に、「資本金等の額が国土交通省令で定める額以上である会社の調査に係るものを除く」を「土地及び建物の所有及び利用の調査であって、会社以外の法人のうち都道府県知事が調査票を取集すべきものとして国土交通省令で定めるものの調査に係るものに限る」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行期日は、平成二十五年三月一日とする。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三